

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 6 号

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例

四日市市印鑑条例（昭和 5 9 年四日市市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第 1 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号)第 2 2 条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けたものに限る。以下「個人番号カード」という。)の交付を受けたもの又は電気通信事業法(昭和 5 9 年法律第 8 6 号)第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受け</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第 1 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号)第 2 2 条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けたものに限る。以下「個人番号カード」という。)の交付を受けたもの又は電気通信事業法(昭和 5 9 年法律第 8 6 号)第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受け</p>

<p>たものに限る。以下「移動端末設備」という。)を所有しているものは、個人番号カード又は移動端末設備を使用し、多機能端末機(四日市市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>たものに限る。以下「移動端末設備」という。)を所有しているものは、個人番号カード又は移動端末設備を使用し、多機能端末機(四日市市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>
---	---

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

（市民生活部市民課）